

令和5年 第10回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年9月27日(水) 午前9時30分～午前10時13分
- 2 開催場所 松前町役場3階大会議室
- 3 出席委員 (13人)
- 4 欠席委員 (1人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
 - 議案第125号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (4件)
 - 議案第126号 農地法第3条第1項目的の競売に係る
買受適格証明願の件 (1件)
 - 議案第127号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和5年第10回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日は、〇〇委員が欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、5番〇〇委員、6番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第125号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積780㎡

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積9,238㎡

坪単価 800円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人は、ビニールハウスを建てる労働力やノウハウを有しており、これを活かしてきのこやシイタケを耕作していく計画で、特に問題ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、田、面積1,013㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積30,762㎡

坪単価 1,000円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請地の西隣3筆の農地を譲受人が耕作しており、今回の売買により農地の集積・集約化が図られ、農作業の能率も上がることが見込まれるため、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

申請地に進入できる十分な道幅はあるのでしょうか。

○○○委員

軽トラがかろうじて入る程度の道ですが、進入できないことはないと思います。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号3番

土地の表示 ○○、田、面積 341 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 18,361 m²

坪単価 6,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人のご主人が今年の夏に亡くなり、譲渡人本人も農業を営む体力がないため、譲渡先を探していたところ、今回の申請に至ったとのこと。譲受人は伊予市を中心に農業を営んでおり、農機具も揃っているため、特に問題ないと思われま。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号4番
土地の表示 ○○、田、面積 973 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積 2,247 m²
坪単価 5,000 円
以上です。

○議長
事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
譲渡人の父が昨年亡くなり、申請地を相続したものの、○○に住んでいるため、管理が難しいということで、かねてより申請地を耕作していた譲受人へ売買の相談を持ち掛け、今回の申請に至ったものです。現在も申請地で米を植えており、今後は自作地として耕作していくとのことで、問題ないと思われま

○議長
説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員
質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号4番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第126号農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 6,525 m²

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請人は、これまでは農業は少ししかやっていないということで、今後の営農計画について詳細を聞いたところ、申請地に建っているハウスの中ではぶどうを栽培し、現在田となっている箇所ではサトイモ等の露地野菜を栽培されるということです。今回の買受適格証明書の発行については問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第127号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積499㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 分家住宅

使用貸借権の設定

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人のうち妻は譲渡人の孫です。排水については、既存の住宅と同じ所へ流し、隣地との境界についても問題ないため、周辺に影響ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

農家住宅と分家住宅の違いを教えてください。

○事務局

農家住宅を建築する際には、農業従事者証明を提出していただく必要があります。農業従事者証明は、耕作面積が1,000 m²以上ある方に出せるもので、本人が農業を営んでいる必要があります。

○議長

転用可能面積にも違いがあり、農家住宅は1,000 m²未満、分家住宅は500 m²未満です。また、農家住宅は一世代に建築できるのは1軒のみです。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。